

マイナンバーカードの健康保険証利用で 限度額適用認定証の申請が不要になりました！



💡「限度額適用認定証」とは？

・窓口での支払い（自己負担額）が高額になる場合に、所得に応じた限度額までの支払いにするために医療機関・薬局に提示する認定証のことです。

※「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を指します。

💡「マイナ保険証」とは？

・マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用するもので、利用するにはマイナポータル等で申し込みが必要です。

・マイナンバーカードが保険証利用できる医療機関等で、オンライン上で加入している医療保険の資格等が確認できます。

※マイナンバーカード健康保険証利用登録方法はこちら 



💡 何が変わるの？どんなメリットがあるの？

これまでは

- ◆医療機関・薬局の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめるためには、事前に申請し「限度額適用認定証」の準備が必要でした。
- ◆限度額適用認定証が一年を通して必要な方は、毎年8月に市役所での更新手続きが必要でした。

これからは

- 「マイナ受付」ができる医療機関等では
- ◆「限度額適用認定証」がなくても、「マイナ保険証」を利用することで限度額を超える支払いが免除されますので、市役所での事前手続きが必要ありません。

※マイナ保険証を利用できる医療機関等には、右のステッカーが貼ってあります。



◆ご利用にあたっての注意事項

- ・「マイナ受付」を導入していない医療機関等では利用できません。
- ・住民税非課税世帯で、直近12か月の入院日数が90日を超える入院（課税されていた期間を除く）をされていて、入院時の食事療養費等の減額をさらに受ける場合は、別途申請手続きが必要です。
- ・国民健康保険税に滞納がある場合は、医療機関等で認定区分が確認できません。（保険年金課にご相談ください。）